

結婚につながる実践力向上事業募集要綱

1 事業目的

結婚を望む若者に求められる知識習得やスキルアップのための実践演習など（以下、「セミナー等」という。）を交流事業と組み合わせて効果的に実施することにより、結婚を望む若者を支援することを目的とする。

2 補助対象事業者

県内に本拠を置く事業者および団体（任意団体を含む）（以下、「実施団体」という。）で、次の基準をすべて満たす団体とする。

- ア 提案事業を確実に遂行し、個人情報適切に管理する能力・体制を有し、事業に関する的確な実績報告ができること
- イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う団体でないこと
- エ 結婚相談、お見合い、または結婚のあっせん等を業として行う企業等でないこと

3 補助対象事業

結婚を望む若者に求められるセミナー等と交流事業を効果的に組み合わせ、より多くの結婚のきっかけにつながる事業とする。

なお、セミナー等には、以下のいずれかを盛り込むこと。

- (1) 結婚を望みながら、出会いの場で十分に魅力を発揮できない若者に対し、異性とのコミュニケーション法や接し方などの習得や、協調性、積極性、社会性などの養成を図る内容。
- (2) 運動、料理など健康的な体づくりに関する内容。

4 補助に関する留意事項

(1) 補助要件等

- ア 参加対象者は、結婚を望む20歳以上で県内在住の未婚男女であること。
- イ 参加者は公募すること。ただし、団体相互の交流は可とする。
- ウ 1事業（複数回実施も可）あたり男女計30名以上の参加が見込まれること。
- エ セミナー等と組み合わせて、参加者対象の交流事業を開催し、カップリングを行うこと。（カップル発表の有無は問わない。）
- オ 参加者からセミナー等（交流会を除く）の参加費を徴収する場合は、飲食代等の実費徴収程度であること。
- カ 実施団体は、補助事業年度および当該年度以降において、本事業に参加した男女が成婚した場合に、県へ報告するものとする。実施団体は、補助事業終

了後（3年程度）参加者が成婚した場合の把握の方法を具体的に提案すること。

（2）補助対象経費

セミナー等の開催経費に係る報償費、賃金、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料、その他本事業の実施に必要な経費とする。ただし、セミナー等への参加費を徴収する場合は、経費から参加費による収入額を控除した金額を補助対象とし、以下の経費については補助対象外となる。

- ア 参加者の飲食代および交流会開催に係る経費
- イ 実施団体が、消費税課税事業者である場合、経費のうち消費税および地方消費税の額
- ウ 他の補助金等において補助対象となっている経費
- エ 補助金交付決定日以前に執行（契約締結、経費の支払い等）した経費

費目	対象経費（例）	対象外経費（例）
報償費	講師謝礼（上限 20,000 円）	
賃金	セミナー等運営スタッフ賃金 （上限単価 1 人 1 日 5,500 円）	
旅費	講師旅費 開催場所までのバス借上げ料	ガソリン代
消耗品費	資料作成用紙、筆記用具	
食糧費	講師の弁当代	参加者の飲食費 調理実習の材料費
印刷製本費	参加者募集チラシ印刷費、資料印刷費	
通信運搬費	講師、参加者あて郵送費	
広告料	フリーペーパー掲載料、新聞広告掲載料	
使用料	セミナー等開催にかかる会場借上料（同じ会場での交流会開催も可）	交流会のみの開催にかかる会場借上料
その他		景品代、司会料等交流会開催に係る経費、備品購入費

※経費の区分に疑義が生じた場合は、県と事前に協議を行うこと。

（3）補助基準額

1 事業あたりの上限を 10 万円とし、1 回の募集期間に 1 実施団体が応募できる事業は 2 事業までとする。

(4) 事業期間

交付決定日から平成27年3月31日までの間に開催され、完了する事業とする。

(5) 事業実施の留意事項

- ア 参加者からの苦情や参加者間のトラブルについては、実施団体において責任を持って対応すること。
- イ 事業の実施にあたって、特定の商品販売、あっせんまたは本事業以外の業務への勧誘など、本事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- ウ 本事業の実施にあたり知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律および福井県個人情報保護条例に基づき適正に取扱わなければならない。事業完了後においても同様とする。
- エ セミナー等への申込者や参加者の個人情報は、実施団体の責任の下、厳重に管理することとし、他の目的に利用してはならない。
- オ 実施団体は、参加者の個人情報の問い合わせには、事前事後を問わず応じないこと。
- カ 補助金は、事業完了検査後に支払うこととする。
- キ 補助金の交付決定後、参加者を募集した結果、参加者が予定数を大幅に下回る場合、または参加者が集まらず事業を実施できない場合は、補助金の交付決定を取り消すことがある。この場合において、参加者募集に要した経費について、補助は行わない。

5 申請手続き

(1) 募集期間

平成26年6月10日（火）から6月30日（月）まで

(2) 募集事業数

事業は、七夕や夏休み、秋の行楽シーズン、クリスマス、バレンタインデーなど季節の行事等に合わせた開催が望ましいことから、実施期間を区分し募集する。

実施期間	募集事業数		
	3(1)に該当する事業	3(2)に該当する事業	合計
6～11月	20件	5件	25件
12～3月	10件	5件	15件

(3) 提出書類

- ア 平成26年度結婚につながる実践力向上事業費補助金交付申請書
- イ 事業計画書（様式1）
- ウ 収支予算書（様式2）
- エ 誓約書（様式3）

オ 実施団体の概要説明書（様式4）

(4) 提出部数

1部（提出された書類は返却しません）

(5) 応募書類提出先

福井県健康福祉部子ども家庭課 少子化対策グループ

（担当）鈴木

（住所）〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

（TEL）0776-20-0341

（FAX）0776-20-0640

（E-Mail）kodomo@pref.fukui.lg.jp

6 補助対象事業の交付決定

申請書類をもとに、県が事業内容、事業実施の実現性や、期待される効果等を審査し、適当と認めた場合は、予算の範囲内で交付決定を行い、交付決定通知書により実施団体に通知する。

なお、3（1）に該当する事業については、子ども家庭課が審査、交付決定を行い、3（2）に該当する事業については、健康増進課が審査、交付決定を行う。

7 事業の結果報告

実施団体は、事業完了日から30日以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに別に定める実績報告書により、実施状況を報告することとする。

8 事業内容の発表等

実施団体は、事業内容等について、「ふくふく出会い応援会議」などでの発表や県が運営するホームページ等への掲載につき、協力を求められる場合がある。